|  |
| --- |
| 欠格事由に該当しないことの申立書（評議員）  　　社会福祉法人○○会の評議員に就任することにあたり、社会福祉法第４０条第１項及び局長通知（※１）別紙１の第３の１の（６）の欠格事由に該当しないことを申し立てます。  【社会福祉法第４０条第１項　評議員の欠格事由】  　１　法人  　２　成年被後見人又は被保佐人  ３　生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者  ４　前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者  ５　第５６条第８項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員  【局長通知（※１）別紙１の第３の１の（６）の欠格事由】  　１　暴力団員等の反社会的勢力の者  社会福祉法人〇〇会  　　　　　設立代表者（理事長）（※２）　〇〇〇〇　様  　　　　　令和　　年　　月　　日  　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　○○○○　　実印（※２） |

※1　局長通知とは、「社会福祉法人の認可について」（平成12 年12 月1 日障第890 号・社援第2618 号・老発第794 号・児発第908 号）（最終改正：平成31 年3 月29 日）のことをいう。

※2　この様式例は、社会福祉法人設立時のものであるので、既設法人の場合は、新たに評議員に就任する際に理事長あて提出すること。また、法人の判断において、認印でもよい。

|  |
| --- |
| 欠格事由に該当しないことの申立書（理事）  　　社会福祉法人○○会の理事に就任することにあたり、社会福祉法第４４条第１項において準用する第４０条第１項及び局長通知（※１）別紙１の第３の１の（６）に規定する理事の欠格事由に該当しないことを申し立てます。    【社会福祉法第４０条第１項　理事の欠格事由】  　１　法人  　２　成年被後見人又は被保佐人  ３　生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者  ４　前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者  ５　第５６条第８項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員  【局長通知（※１）別紙１の第３の１の（６）の欠格事由】  　１　暴力団員等の反社会的勢力の者  社会福祉法人〇〇会  　　　　　設立代表者（理事長）（※２）　〇〇〇〇　様  　　　　　令和　　年　　月　　日  　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　○○○○　　実印（※２） |

※1　局長通知とは、「社会福祉法人の認可について」（平成12 年12 月1 日障第890 号・社援第2618 号・老発第794 号・児発第908 号）（最終改正：平成31 年3 月29 日）のことをいう。

※2　この様式例は、社会福祉法人設立時のものであるので、既設法人の場合は、新たに理事に就任する際に理事長あて提出すること。また、法人の判断において、認印でもよい。

|  |
| --- |
| 欠格事由に該当しないことの申立書（監事）  　　社会福祉法人○○会の監事に就任することにあたり、社会福祉法第４４条第１項において準用する第４０条第１項及び局長通知（※１）別紙１の第３の１の（６）に規定する監事の欠格事由に該当しないことを申し立てます。  【社会福祉法第４０条第１項　監事の欠格事由】  　１　法人  　２　成年被後見人又は被保佐人  ３　生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者  ４　前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者  ５　第５６条第８項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員  【局長通知（※１）別紙１の第３の１の（６）の欠格事由】  　１　暴力団員等の反社会的勢力の者  社会福祉法人〇〇会  　　　　　設立代表者（理事長）（※２）　〇〇〇〇　様  　　　　　令和　　年　　月　　日  　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　○○○○　　実印（※２） |

※1　局長通知とは、「社会福祉法人の認可について」（平成12 年12 月1 日障第890 号・社援第2618 号・老発第794 号・児発第908 号）（最終改正：平成31 年3 月29 日）のことをいう。

※2　この様式例は、社会福祉法人設立時のものであるので、既設法人の場合は、新たに監事に就任する際に理事長あて提出すること。また、法人の判断において、認印でもよい。